

平成20年度

産学連携による実践型人材育成事業
—ものづくり技術者育成—
公募要領

平成20年6月
文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 対象とするプロジェクト	1
	(2) 申請要件	1
	(3) 申請件数・申請者等	2
	(4) 実施期間	2
	(5) 事業の実施状況調査・最終評価	2
	(6) 事業規模及び選定予定件数	2
3	選定方法等	3
4	申請手続等	
	(1) 申請書	3
	(2) 申請手続	3
	(3) 選定結果の通知	3
	(4) 公表	3
	(5) 契約等	4
5	留意事項	
	知的財産権等の取り扱いについて	4
6	問い合わせ先・スケジュール	4

1 事業の背景・目的

「ものづくり」は我が国の経済成長の原動力であり、食料、資源を輸入に頼る我が国の生命線であり、ものづくりの基盤を支える優秀な技術者の確保は、今後とも我が国が高い付加価値を創造するものづくりや技術に立脚した持続的な発展を遂げていく上で不可欠であります。しかし、近年、熟練した技術者の高齢化や若年層のものづくりへの関心の低下といった問題が懸念されており、特に2007年以降は団塊世代が順次定年を迎えていくことから、その知識やノウハウを受け継ぐものづくり技術者の育成が急務となっております。

「産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成—」では、これらの現状を踏まえ、ものづくり技術者の育成を図る優れた教育プログラムの開発を文部科学省が大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）に委託するものです。

2 事業の概要

(1) 対象とするプロジェクト

大学等での技術者教育において、ものづくりに関する技術教育を充実させることを目指し、これまで主に行われてきた理論の習得を目的とした講義中心の教育ではなく、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し、技術の目利きをすることのできるものづくり技術者を育成するための教育プログラムの開発及びそれをもとに教育を実施するプロジェクトを対象として募集します。

(2) 申請要件

- ① 大学等としてのビジョンの下に、学長又は校長等（以下「学長等」という。）を中心とするマネジメント体制の下で、プロジェクト実施期間中もしくは終了後に正規の課程（大学：学部、短期大学・高等専門学校：学科又は専攻科）において実施する質の高い体系的なものづくり教育を対象とします（当該プロジェクトに参加する学生の多寡は問いません。また、教員個人による取組は対象外とします）。
- ② 地域や産業界と連携した実験、実習と講義を有機的に組み合わせた実践的なプログラムを開発、実施するプロジェクトであること。
- ③ 地域や産業界との連携により、教育体制の強化及び教育内容・方法の改善など、具体的な教育プログラムの開発及び実施について、産学の有機的な連携がなされていること。具体的には、以下の取組のいずれかが組み込まれていること。
 - 学生を企業等に派遣する教育プログラムであり、派遣に当たって、派遣前の企業活動に参画する上で必要とされる教育（専門教育を含む）や、派遣後の学内における教育、卒業後の進路に活かすための教育などが必要に応じ適宜実施されること。事前に十分な守秘義務教育が行われていること。
 - 教員を企業に派遣して研修させるプログラムであり、派遣の成果が学生への教育にどのように活かされるのか具体的に示されていること。

- ④ 育成すべき人材像及び期待する効果が、産業界や地域との関わりの中で明確であること。また、大学等及び連携する産業界や地域が、プロジェクトが目指す人材像及び教育効果についての認識を共有していること。
- ⑤ 企業等の技術者が有するものづくりの知識、ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材の育成を目指したものであること。
- ⑥ 委託期間終了後も自立的かつ発展的な運営を行っていくための計画が明確であること。
- ⑦ フォーラム、シンポジウムの開催等多様な方法により、プロジェクトの開発・実施を通じて得られた成果を普及させるための方策が明確であること。

(3) 申請件数・申請者等

- ① 申請件数については、申請する大学等が単独で実施するプロジェクト（単独プロジェクト）及び申請する大学等が他の大学等と共同で実施するプロジェクト（共同プロジェクト）のそれぞれ1件までとします。
- ② 本事業の申請者は、プロジェクトの取組代表者（学部長、学科長等）が所属する大学等の学長等が文部科学大臣宛に行うこととします。
- ③ 申請内容の詳細については、「産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成—申請書作成・記入要領」を参照してください。

(4) 実施期間

事業の実施期間は、原則として3年間を予定しています。

(5) 事業の実施状況調査・最終評価

- ① 事業の実施状況調査
採択されたプロジェクトについては、その効果的・効率的な推進に資するため、必要に応じて「ものづくり技術者育成推進委員会」による事業の実施状況調査の実施を予定しております。
- ② 最終評価
事業終了時には、「ものづくり技術者育成推進委員会」において、最終評価を行うこととします。

(6) 事業規模及び選定予定件数

プロジェクトの事業規模の上限額は年間概ね1千5百万円程度（3年間継続）とし、選定件数は5件程度を予定しております。

3 選定方法等

プロジェクトの選定は、「ものづくり技術者育成推進委員会」において行います。
選定方法等については、「産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成—審査要項」等を参照してください。

4 申請手続等

(1) 申請書

- ① 「産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成—申請書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、文部科学大臣宛に申請してください。
- ② 申請書は、提出後の差し替えや訂正は認めません。また、提出された申請書について、不備がある場合、選定の対象とされないことがあります。
- ③ 提出された申請書は、返還いたしませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

(2) 申請手続

申請書類は平成20年7月31日（木）までに提出してください。
郵送の場合は、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送してください。
いずれの方法においても期間を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受け付けません。

【提出部数】

「産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成—申請書」
(両面印刷・穴あけ・のり付け) 30部
申請書のデータをCD-R(W)にPDFファイルとして保存したもの 1枚

【持参先及び郵送先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局専門教育課科学・技術教育係

(3) 選定結果の通知

選定された大学等には、学長等あてに選定結果を通知いたします（10月上旬頃予定）。

(4) 公表

募集締切後、申請大学等名及びプロジェクト名を公表する予定です。また、選定されたプロジェクトについても選定大学等名及びプロジェクト名を公表する予定です。

(5) 契約等

- ① 選定されたプロジェクトについては、国と大学等の設置者との間で委託契約を締結することとなります。事業の実施に際しては、文部科学省が定める要領に則り委託契約に係る諸手続が必要となります。
- ② 申請の際、平成20年度における事業計画の所要経費の積算を提出していただくこととなりますが、委託契約額として大学等に措置する事業経費は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。
- ③ 本事業に申請しようとするプロジェクトが、他のプログラムの委託金あるいは補助金等により経費措置を受けている場合は、本事業に申請することはできません。プロジェクトを申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業と十分整理した上で申請してください。
- ④ 申請されたプロジェクトが採択された場合、次年度以降の委託契約額については、予算の状況により、減額させていただくこともありますのでご注意ください。
- ⑤ 採択された大学等に対しては、今後、文部科学省より、プロジェクトの成果を活用した各種調査研究やフォーラム等の開催への協力を依頼する場合がありますのであらかじめ御了承ください。

5 留意事項

プロジェクト実施期間中に学生が発明したものなどについては、その後の学生の研究対象となったり、あるいは論文等として広く我が国に貢献する可能性があるため、守秘義務、学生の知的財産権、賠償責任等の取り扱いについては、産学連携の趣旨を踏まえつつ、大学等、企業等及び学生との間で、書面等により、認識を共有することとしてください。

6 問い合わせ先・スケジュール

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省高等教育局専門教育課科学・技術教育係
(霞が関コモンゲート東館14階)
電話：03-5253-4111 (代表) 内線2485
FAX：03-6734-3389
URL：<http://www.mext.go.jp>

《スケジュール》

○申請書の提出期間：平成20年7月31日(木) (必着)

○選定結果の通知(予定)：平成20年10月上旬頃